

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十七回国会閣条第一四号本院送付）（衆議院送付）要旨

この協定は、原子力の平和的利用に関する日本とヨルダンとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、二〇一〇年（平成二十二年）九月十日にアンマンで署名された。この協定は、前文、本文十五箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定の下での協力は、原子力の平和的非爆発目的利用のためにのみ行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

二、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。

三、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管

理の安全に関する条約に適合するように行動する。

四、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従つて防護の措置をとる。

五、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国の管轄の外（供給締約国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

六、この協定の適用を受ける核物質は、ヨルダンの管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

七、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。